

村長の資産等報告書の概要（就任時）

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
竹内116-2	169.72 m ²	762,508 円	
竹内116-6	173.19	778,078	
竹内729-2	13.13	58,984	
竹内729-3	12.34	55,438	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権

該当なし

3 建物

所 在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘 要
竹内116-2	161.11 m ²	9,925,085 円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

・預金

預金の総額	0 円
-------	-----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	0 円
-------	-----

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
その他	1,800,000 円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金融信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金融信託については、元本の総額）を記入する。

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量
普通貨物自動車	1

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

該当なし

・航空機

該当なし

・美術工芸品

該当なし

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

該当なし

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

該当なし

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	55,100,000	円
--------	------------	---